

平成 28 年度税制改正等について (法人県民税、法人事業税、地方法人特別税)

I 法人事業税・地方法人特別税の税率の改正

対象：外形標準課税法人（資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人）
 その他の法人は、税率に変更ありません。

平成28年度税制改正において地方税法等が改正され、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から以下のとおり適用されます。

(法人事業税)

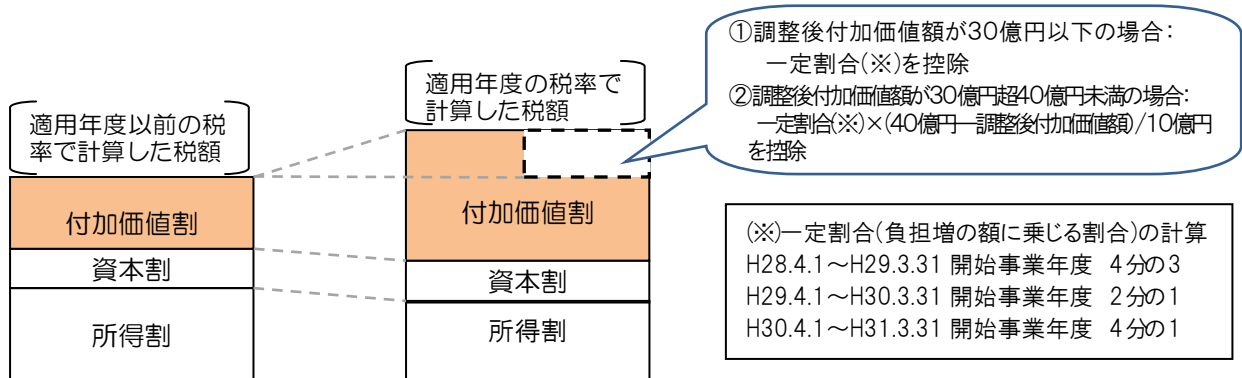
割区分	課税標準		税率	
			平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度	平成28年4月1日から平成29年3月31日までに開始する事業年度
所得割	軽減税率適用	所得のうち年400万円以下の金額	1.6%	0.3%
		所得のうち年400万円超800万円以下の金額	2.3%	0.5%
		所得のうち年800万円超の金額	3.1%	0.7%
	軽減税率不適用	3都道府県以上に事務所等を有する法人	3.1%	0.7%
付加価値割	付加価値額		0.72%	1.2%
資本割	資本金等の額		0.3%	0.5%

(地方法人特別税)

	課税標準	税率	
		平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度	平成28年4月1日から平成29年3月31日までに開始する事業年度
	基準法人所得割額	93.5%	414.2%

II 法人事業税の負担変動の軽減措置の拡充

Iの改正に伴い、平成27年度税制改正の税負担変動の軽減措置が拡充されました。平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度において、調整後付加価値額（付加価値額×12÷事業年度の月数）が40億円未満の法人を対象に、一定の割合の法人事業税額を控除します。



(裏面へ)

Ⅲ 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設

都道府県が作成し、内閣府の認定を受けた地域再生法の認定地域再生計画に記載された「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対する寄附を行った青色申告法人に対し、寄附額の3割に相当する額の税額控除の特例措置がなされます。

①法人住民税：寄附額の2割（道府県分5%＋市町村分15%）を控除

※法人住民税法人税割額の20%が上限

※控除額が2割に達しない場合、控除しきれなかった分を法人税（国税）で控除（寄附金額の1割を限度とし、法人税額の5%が上限）

②法人事業税：寄附額の1割を控除

※法人事業税額の20%が上限

【寄附に対する税額控除のイメージ】

←——税額控除——→

国税＋地方税 損金算入 (従来からの控除措置)	住民税 法人税	事業税	法人の自己負担
約3割※	2割	1割	約4割

※地方公共団体へ寄附した場合

地方拠点の形成・強化に関する税制支援措置について

山形県では、企業の地方拠点強化を促進するため、「山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例」を制定し、平成28年3月より施行しております。

山形県企業立地活性化計画に基づき、認定を受けた事業者が、東京23区内にある本社機能を本県の地方活力向上地域に移転した場合、法人事業税の税率の一部軽減を受けられることがあります。

詳細は、別途お知らせを作成しておりますので、税政課又は各総合支庁の税務課へお問い合わせ下さい。

また、山形県企業立地活性化計画の詳細や認定手続きについては、当県ホームページの工業戦略技術振興課産業立地室のページをご覧ください。